

事務連絡  
令和2年 5月14日

各部局・課（局・室・所・館・署・園）長 様

新型コロナウイルス感染症対策本部長  
富士宮市長 須藤 秀忠

公の施設等と催物（イベント・会議等）における新型コロナウイルス  
感染防止方針について（通知）

このことについて、富士宮市新型コロナウイルス感染症対策本部 第23回本部会議において、公の施設等と催物（イベント・会議等）における新型コロナウイルス感染防止方針について、下記のとおりとなりましたので対応をお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染防止方針

新型コロナウイルスとの戦いは、長期戦となるため、今後、「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避を中心とし、社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行することになる。

公の施設等と催物（イベント・会議等）についても、感染防止策を講じた上で、できるものから再開（開設・開催等）する。

2 危機管理上の留意事項

再開（開設・開催等）にあたり、国の「新しい生活様式」の実践例（添付1）及び県の「県有施設における感染防止方針の策定について（通知）」（添付2）を参考に、それぞれに合った最善の感染防止策を講じること。（危機管理上の説明が求められる可能性があります。）

3 方針の期間：令和2年5月18日（月）から、令和2年5月31日（日）まで  
（本期間以降については、見直した上で、期間終了前に通知します。）

※ 所管の施設や催物を、「(参考) 社会経済的ニーズと感染拡大リスク」（添付3）に位置付けて、再開（開設・開催等）できるものの優先度や規模（通常・縮小・一部不可等）及びそれぞれに合った最善の感染防止策を検討し、再開（開設・開催等）する場合は市民等に説明できるように準備してください。

危機管理局  
（担 当）和田  
（内 線）1071